

経済産業省

20170619商局第4号
平成29年6月21日

JXTGエネルギー株式会社
代表取締役社長 杉森 務 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



和歌山製油所における保安確保について（厳重注意）

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第20条第3項第2号に基づく認定完成検査実施者及び法第35条第1項第2号に基づく認定保安検査実施者の認定を受けている事業者の事業所（以下「認定事業所」という。）である和歌山製油所において、平成29年1月22日、潤滑油製造装置群において火災が発生し、人的被害は発生しなかったものの、住民避難が行われました。

また、貴製油所においては、平成29年1月以降、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の異常現象が多発しております。

認定事業所においてこのような災害が発生したことは誠に遺憾であり、今後1年間に高圧ガスによる災害が繰り返された場合又は保安管理体制に不備が認められた場合には、認定の取消しもあり得る旨十分に留意しつつ、今後の保安確保に遺漏なく対処されるよう厳重に注意します。

また、事故発生防止対策及び保安管理体制の更なる強化のための対策として、下記を求めます。

記

1. 平成29年1月以降多発した異常現象も踏まえた再発防止対策の実施状況を平成29年11月30日までに報告すること。
2. 更なる保安管理体制の強化を図るために、以下の事項を実施し、その結果を平成30年5月31日までに報告すること。
 - (1) 水硫化アンモニウムによる腐食が起こりうる配管に関して、貴社全事業所の肉厚測定の見直しを行い、健全性を確認すること。
 - (2) リスクアセスメントの実施体制の見直し及びリスクアセスメントを行う技術者や協力会社も含めた力量向上のための教育計画を策定し、着実に実施すること。
 - (3) 火災、爆発による地域住民への影響範囲、避難場所、避難経路等について、地元自治体と協議を進めること。
3. 今般の火災が、新設した配管における水硫化アンモニウム腐食による発災である可能性が高いことを踏まえ、
 - (1) 水硫化アンモニウムによる腐食と新旧配管の腐食速度に関し、水硫化アンモニウムを使った実験を行い、供用開始前までに報告すること。
 - (2) 新設した水硫化アンモニウムによる腐食の起こりうる配管の腐食状況について、供用開始から半年間は1ヶ月に1回、その後半年間は3ヶ月に1回検査を行い、報告すること。
 - (3) 当該火災における水硫化アンモニウムによる腐食の知見及び教訓を業界へ共有するとともに、業界団体と協力して、水硫化アンモニウムによる腐食の解明に資する知見及び新旧配管の腐食速度に関する知見の蓄積を行うこと。